保育所入所不承諾通知（保育園に入れなかったことの証明書）

保育所入所不承諾通知とは、太田市への保育施設の入園・入所申し込み後、選考によって入園・入所ができなかったことをお知らせする通知です。

近年、保育所入所不承諾通知を必要とする方からの問い合わせが増えていますが、本通知はあくまで保育施設の入園申し込みの結果のひとつとして発行されます。本手引きをよくお読みください。

本手引の内容は
太田市 HP でも読めます

保育施設への入園は、家庭保育できない方（＝保育が必要な方）が申し込みをするものです。

保育所入所不承諾通知を発行する場合

申し込みのルール等は急遽変更となることがありますのでご了承ください

希望施設の検討、申込書・必要書類の準備など

※申込書の写しが必要な場合は、提出前にご自身でコピーしてください。Web 申し込みの場合は、申込内容が記載された受付完了メールが届きます。

↓ ※希望する入園月とその申し込み期間をよくご確認ください

申し込み期間中に市役所へ申込書を提出する

第３希望まで全て記入

↓

募集が1人以上の施設のみを記入

※募集が０人の施設は記入できません

↓

選考の結果、第 3 希望まで全て不承諾

↓

空き施設の紹介

※紹介を辞退しても不承諾通知は発行されません

※選考終了時点で紹介できる空き施設が無い場合は不承諾通知を発行します

第１希望のみまたは第１、第２希望のみ記入（特定施設希望者）

↓

募集が1人以上の施設のみを記入

↓

選考の結果不承諾

↓ 各申込期間の選考終了後に発行

その期間に募集が無い（0 人）施設のみを希望

※Web 申し込みに対応していません。市役所窓口へ申込書を提出

↓ 申込締め切り後に発行

不承諾通知発行

選考の結果、入園決定

→ ※入園を辞退しても不承諾通知は発行されません

注意

【以下の場合は、保育所入所不承諾通知は発行されません】

○ 申し込みを取り消した、辞退した

○ 「定員超過」（その期間の募集が０人、または選考の結果不承諾）以外の理由で入園ができない場合

○ 希望施設への入所が決定した（決定後に辞退しても不承諾通知は発行されません）

○ 第3希望施設まですべて記入した方で、空き施設の紹介を辞退した

【以下の場合には、太田市への保育施設の申し込みができません】

○ 申し込み期間外、または書類の不備などにより期間内に申し込みが成立しなかった

○ 児童のアレルギーや疾病等の事情により希望施設での受け入れができない

○ 入園希望月に保護者（父母）の「保育の利用が必要な事由」が無い

○ 同一年度内で既に保育園の入園が決定している（入園決定を事前に辞退しての再申し込みは可）

○ 太田市で選考を行っていない施設を希望している（施設へ直接申し込みを行う施設）

○ 就労証明書に記載の育児休業終了日が、希望月に入園できる要件を満たしていない

※育児休業終了日によって入園を希望できる月が変わります。（詳しくは入園の手引きをご確認ください）

保育所入所不承諾通知の内容などについて

保育所入所不承諾通知には、以下の内容が記載されます。

○ 通知の発行日　○ 申し込み日　○ 希望した施設名　○ 希望した入園月　○ 入園ができなかった旨

太田市では「通知の有効期間」は不承諾通知に記載されません。 太田市の保育園入園申し込みでは、入園できなかった方について、継続して入園を希望する場合は募集期間ごとに毎回申し込みが必要となります（当初の申し込み内容を保留し翌月以降に自動で継続して利用調整（選考）を行う方式ではありません）。 募集期間ごとに申込書の提出があれば、その内容を審査した結果として、新たな日付・内容で不承諾通知を発行します。

※申し込み後不承諾通知の発行から育児休業終了まで期間があり、その次の募集期間に再度入園申し込みができる場合、育児休業給付金の延長申請手続きにあたっては再び保育施設の申し込みが必要なことがあります。要件は太田市では判断できませんので、勤務先・ハローワーク等にご確認の上、保護者の判断で申し込みの要否を確認してください。合わせて、申し込み日程は太田市 HP などでよくご確認ください。

注意事項（よくお読みください）

※入所不承諾通知は、日付などを遡っての発行、再発行等はできません。また、いかなる理由でも期間外の保育園申し込み受付は行っておりません。提出時期、申し込み期間を良くご確認の上ご準備ください。

※太田市役所では、次のお問合せ・ご相談にはお答えできません。

◆ 勤務先やハローワークが必要としている保育所不承諾通知の内容、申し込みの時期・入園希望月など

◆ 申し込みの結果による育児休業給付金の支給延長の可否

※保育施設への入所を希望していないのに、保育所入所不承諾通知を取得するために入園申し込みを行うことはご遠慮ください。保育所入所不承諾通知の発行は、太田市の申込ルールに基づき、現に保育施設に入所が叶わない場合のみ発行いたします。

※育児休業給付金の延長申請手続きでは、速やかな職場復帰のために保育施設の申込を行っていたことをハローワークが確認する必要があります。太田市では保護者の申込内容・申込の各ルールに基づいて不承諾通知を発行しますが、その内容が延長の要件を満たす入所申し込みであるかの判断は太田市ではできません。また、保育園の申込内容によって発行された通知が延長の要件を満たしているかについても太田市では判断できません。申し込みのタイミング、申込内容などを勤務先・ハローワーク等にご確認の上、保護者の責任において申し込みをお願いします。

※ハローワーク等からの不承諾通知による問い合わせに、市がその申込内容や現況について回答することがあります。